

平成30年11月定例会 総務委員会（付託）

平成30年12月11日（火）

〔委員会の概要 県民環境部関係〕

喜多委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに、議事に入ります。

これより、県民環境部関係の調査を行います。

県民環境部関係の付託議案はありませんが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

なお、理事者各位に申し上げます。

当委員会において、議案等の説明及び報告の際には、座ったままでなされますよう、よろしくお願ひします。

【報告事項】

- 平成31年度に向けた県民環境部の施策の基本方針について（資料1）

板東県民環境部長

この際、1点御報告させていただきます。

お手元の資料1を御覧ください。

平成31年度に向けた県民環境部の施策の基本方針についてでございます。

県民環境部では、次代につなぐ県民チャレンジプロジェクトとして、少子化対策、文化・スポーツ振興、気候変動対策など、所管する幅広い分野について、関係部局とともにしっかりと連携し、未来を見据えた施策を三つの柱で展開してまいりたいと考えております。

一つ目の柱といたしましては、県民チャレンジの主役となる人づくりでございます。

まず、実効性のある少子化対策の推進といたしまして、2025年までに希望出生率1.8を実現するため、マリッサとくしまを核とした結婚支援の強化、子育て世帯の経済的・心理的負担の軽減、待機児童の解消に向けた保育の受皿整備と人材確保などの総合的な対策を推進してまいります。

また、子育てを支える環境づくりを進めるため、地域における子どもの居場所づくりへの支援やひとり親家庭への支援の強化などに取り組んでまいります。

次に、女性・若者の人材育成と地域貢献活動を加速するため、女性・若者へのリカレント教育による人材育成に取り組むとともに、NPO法人の活動基盤の強化やボランティア活動の裾野拡大などに努めてまいります。

さらに、児童虐待防止と人権課題への対応といたしまして、こども女性相談センターを中心とした関係機関との緊密な連携・体制強化による児童虐待の早期発見・早期対応にしっかりと努めてまいりますとともに、DVや性暴力など女性に対するあらゆる暴力の根絶に取り組み、次代を担う若者をはじめ県民の皆様の御協力の下、人権施策を推進してまいります。

二つ目の柱といたしまして、国際スポーツ大会のレガシー創出と未来への挑戦でございます。

まず、国際スポーツ大会の本格展開と「あわ文化」の世界発信では、三大国際スポーツ大会の効果を最大限に生かす取組といたしまして、来年度開催されるラグビーワールドカップ2019では、ジョージア代表チームの事前キャンプを実施し、東京2020オリンピック・パラリンピックについては、引き続きキャンプ地誘致に向けた取組を進めるとともに、ホストタウンであるドイツやカンボジアとの交流事業を展開してまいります。

加えて、ワールドマスターズゲームズ2021関西においては、大会の周知や機運醸成を図るとともに、県内開催競技の受入環境の整備を着実に推進してまいります。

あわせて、これら国際スポーツ大会を絶好の機会として、あわ文化の魅力を国内外へ強力に発信するため、カルチュラル・オリンピアドの取組の強化などを行ってまいります。

次に、県民主役の文化・スポーツ創造への挑戦といたしまして、県民主役のあわ文化の創造を図るため、4大モチーフ、三大音楽を中心とした多彩な文化の継承・発展に努め、県民や地域の能動的な文化活動を積極的に支援するとともに、本県の強みを生かして、「eスポーツの聖地・徳島」創生を推進してまいります。

また、生涯スポーツの普及拡大に向けた取組の強化や、指導者育成や選手への支援強化による競技力の向上を図ってまいります。

三つ目の柱といたしまして、次代につなぐ「環境首都・とくしま」でございます。

まず、脱炭素社会の実現に向けた取組の加速化といたしまして、気候変動の緩和策と適応策の更なる推進を図るため、徳島ならではの適応策の実践拡大やエシカル消費の推進に取り組んでまいります。

次に、自然・水素エネルギーの社会実装の推進といたしまして、自然エネルギーの地産地消を推進し、太陽光発電の固定価格買取期間が終了を迎える2019年問題にしっかりと対応するとともに、災害時の活用についても促進してまいります。

さらに、水素エネルギーを動力源とした新たなモビリティの導入を推進するとともに、産学官連携により、県内における水素関連産業の振興を図ってまいります。

加えて、持続可能な資源利用と廃棄物適正処理の推進といたしまして、廃棄物の減量化やリサイクルの推進を図るため、食品ロス削減全国大会を県内で開催するとともに、廃プラスチック削減に向けた取組を強化してまいります。

また、川ごみ・海ごみ対策や不法投棄対策の推進にも取り組んでまいります。

最後に、自然との共生と豊かな生活環境の確保といたしまして、生物多様性を保全し、安全・安心な生活環境を確保するため、生物の生産性・多様性が豊かなSATOUMI（里海）づくりや外来生物対策等を推進するとともに、水・大気・土壌環境の監視・観測体制の充実を図ってまいります。これらの各種施策を着実に推進し、県民の積極果敢なチャレンジで徳島の明るい未来を切りひらいていけるよう、しっかりと取り組んでまいります。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

喜多委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

中山委員

先ほど、部長から説明を頂きました、自然・水素エネルギーの社会実装の推進のことでお伺いしたいと思います。

現在、ちょうどCOP24が開催されておりまして、パリ協定で合意された世界の平均気温を産業革命以前に比べて2度未満に抑えるという、いわゆる2度目標の達成に向けた具体的なルール作りについて意見が交わされているところでもあります。また、先日の本会議で樫本委員の地域経済活性化に資する自然エネルギー導入推進についての代表質問に対する知事の答弁の中で、2030年度の自然エネルギーの電力自給率50%を目指すとの方針が示されたところでもあります。

大変意欲的な目標であって、是非、目標値を50%に設定するとともに、その達成に向けて部局挙げて取り組んでいただきたいと強く要望したいと思いますが、かなり50%設定というのはハードルが高いと思います。それを達成するために今後、自然エネルギーによる電力自給率を向上させるためには、自然エネルギーの新規導入を加速させることがまず第一であると思うし、導入済みの設備を将来にわたって十分活用していくことも重要なポイントになるのではないかと考えております。

むしろ、県民にとって最も身近な自然エネルギーといえば、住宅用太陽光発電であると思います。住宅用太陽光発電は、さきの北海道胆振東部地震のブラックアウト発生時に、災害時の非常用電源としての有用性が改めて認識されたところでもありますし、この住宅用太陽光発電に関しまして、来年の2019年11月から固定価格買取制度による買取期間が順次終了する、先ほど言われた2019年問題が浮上しているところでもあります。

新聞報道によりますと、平成29年度中に53万世帯が期限切れを迎えて、2023年までには累計で165万世帯に達する見込みとされており、買取期間終了後は電力会社がこれまでの買取価格よりはるかに安い価格で買い取るか、若しくは場合によっては買取りをしなくなると言われております。

自然エネルギーの普及促進のためには、買取りが終了した後も発電意欲をそがれることなく、引き続き各家庭で太陽光発電が行われることが大変重要だと思っております。

ついては、先ほど説明にありました2019年問題への取組について、もう少し詳しくお伺いしたいと思います。

杉山自然エネルギー推進室長

ただいま、住宅用太陽光発電の2019年問題について御質問を頂きました。

住宅用太陽光発電は、2009年11月から始まりました余剰電力買取制度において、発電した電気をまず自宅で使い、余った電力を電力会社が買い取る仕組みとなっております。

当初は、1キロワットアワー48円でスタートいたしました。10年間の期間を定めて買取りがスタートいたしまして、その後2012年に始まった固定価格買取制度、いわゆるFIT

制度に引き継がれました。この10年間の買取期間が、2019年11月から順次期限切れを迎えることが、いわゆる2019年問題となります。

固定価格買取期間終了後は、これまで売電していた電力を蓄電池や電気自動車などの活用により自家消費をするか、あるいは引き続き電力会社に売電するか、別の小売電気事業者に売電するかを選択することとなります。買取期間終了後に何の手続きもせず放置しておきますと、四国ですと四国電力株式会社が無償で引き取ることとなります。

この2019年問題に適切に対応していくことは、県としても自然エネルギーの普及促進にとって大変重要であると認識しております。2019年問題の解決には県だけでなく、国を挙げての対応が不可欠となるところでございます。このため、県の政策提言や本県知事が会長を務めております自然エネルギー協議会の政策提言において、住宅用太陽光発電により余剰電力を売電している方への2019年問題の周知の徹底、固定価格買取期間終了後の電力会社が買取りを継続するルール作り、自家消費を促進するための蓄電池の設置などに対する国の支援について、これまで提言を重ねてきたところでございます。

その結果、経済産業省のホームページにおいて、2019年問題に関する特設サイトが開設され、国民に対する情報提供がなされる、あるいは周知徹底のため買取期間終了6か月から4か月を目途に各電力会社から個別に通知がなされる、大手電力会社による電力買取メニューや単価が平成31年4月から6月の間に示されるなど、提言の具現化が着実に進んでいるものと認識しております。

また、県といたしましても2019年問題の周知を図るため、県ホームページ等において、県民の皆様に対して引き続き情報提供に努めるとともに、各家庭において電力の自家消費を促進する支援策を検討してまいりたいと考えております。

中山委員

詳しく説明していただきました。住宅用太陽光発電の活用方法としましては、自家消費若しくは電力会社又は別の小売電気事業者に売電するとの説明がありましたけれども、やはり、10年前に一般家庭で買取システムに応募して1キロワットアワー48円という高額で売電している多くの人たちは、恐らく切れるというふうな意識がないのではないかと思います。直前になって、困ったどうしようというふうにならないように、しっかりと周知活動を徹底していただきたいと思っております。

パリ協定の発効を受けて、企業の間では事業活動の全てを自然エネルギーで賄う、RE100という取組が進んでいると聞いております。2030年度の自然エネルギー電力自給率50%に向けては、これまでの取組に加えて、新たな取組が必要だろうと考えております。例えば、県内企業のRE100を支援する取組が有効ではないかと思います。さらに、RE100の電源として、固定価格買取期間が終了した住宅用太陽光発電を活用してはどうかと思っております。

2019年問題の解決と自然エネルギー導入促進、正に一石二鳥の取組になると考えておりますが、いかがでしょうか。

杉山自然エネルギー推進室長

ただいまRE100の支援、また2019年問題との解決を絡めた案について、御質問、御提

案を頂きました。

委員おっしゃるように、国際社会では企業活動において、2050年までに事業活動に用いるエネルギーの全てを自然エネルギーにより賄うことを目指す、RE100ですとか、パリ協定の2度目標達成に向けて企業が気候科学に基づく削減目標を設定する、SBTといった取組が広まっております。

国内でも、これらに取り組む企業が出始めたところをごさいます、こういった取組を支援することは脱炭素社会の実現に有効であると、環境省も支援事業をスタートさせたところをごさいます。

委員御提案の、固定価格買取期間が終了した住宅用太陽光発電をRE100の電源として有効活用するという事は、電力の地産地消を推進するとともに、新たなビジネスの創造にもつながる時宜を得た方策であると認識いたします。

このため、国に対しまして地域が主体となった電力小売業である地域新電力やIoT・ビッグデータを活用した分散型電源を束ねて電力供給を行う、バーチャルパワープラント、これらに2019年FIT切れ電力を活用するという仕組みづくりを提言しているところをごさいます。

県としても、来年7月に向けて策定を進めております、次期、自然エネルギー立県とくしま推進戦略におきまして、委員が御提案されたような地域経済の活性化にも結び付く意欲的な施策を盛り込むとともに、産学官の連携による新たな自然エネルギー導入を活用した地域経済活性化の推進体制を構築し、取組を進めてまいりたいと考えております。

中山委員

RE100と簡単に言いましたけれども、まだ日本国内で取り組んでいる企業というのは10数社と伺っておりまして、非常にハードルが高いというのは承知しております。

しかし、やはり自然エネルギー協議会の会長県である徳島県におきまして、大企業といたら数が少ないですけれども、まずは企業に対してRE100への取組をしてもらって、しっかりと企業に向けて買取期間を過ぎた電力を買ってもらえるような仕組みができれば、先ほども言いましたように一石何鳥にもつながるのではないかと考えております。まずは、企業に向けてアピールやお願いをしていただきたいと思います。要望したいと思っております。

家庭用の太陽光発電は、屋根の上が多いのでそんなには目立たないのですけれども、耕作放棄地とかでいろいろ言われるメガソーラー、大きな太陽光発電も対象になってくるのではないかと思います。

今、全国的に空き家問題が非常に問題になっておりますが、この先、太陽光発電のパネルの放置という、いわゆる野良ソーラーという問題も出てくるのではないかと非常に危惧しております。今のうちに、しっかりと対応策を練っていく必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

阿宮環境指導課長

ただいま中山委員から、太陽光パネルの耐用年数等を見据えた対応について、今のうちから検討すべきではないかという御指摘だったかと思っております。

委員お話しのとおり、太陽光発電設備にはもちろん寿命をごさいます、耐用年数はお

おむね20年から30年程度と言われておりますが、特に2040年頃には廃棄物として排出される太陽光パネルの量が、近年2,400トン程度といったところから約80万トンまで増加するといったようなことなど、その対策については極めて重要であると認識しているところでございます。なお、現時点におきましても、例えば災害時における不適切な処理といった実態等につきまして、昨年総務省から経済産業省及び環境省に対しまして、改善措置といったようなことが勧告されている状況もございます。

このようなことも踏まえまして、県及び自然エネルギー協議会の政策提言の中におきましては、国に向けて使用済み太陽光パネルの適正処理に向けた体制の構築等につきまして提言してきたところでございますが、今般、国におきまして、廃棄費用に関する事業者に対する報告の義務化といったような制度改正もなされたところであります。

また、自然エネルギー庁では、来年度予算に向けた概算要求の中で、適正処理のための低コストでの分解処理技術、リサイクルの技術開発に係る予算措置といったところも検討されている模様でございます。

このような国の動向等も十分に注視いたしまして、これからも引き続き政策提言の中で、廃棄費用を着実に担保できる仕組みづくりやPCBと同様の国主導による広域処理システムの整備といったようなことについて提案を行ってまいりますとともに、最も大事な各市町村や最前線の現場に携わっております廃棄物処理業者等々、関係団体等に対しまして、逐次的確な情報提供にも務めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

中山委員

是非、2019年問題や野良ソーラーの問題というのは、これから非常に重要になってまいります。今のうちに手当しておかないと、自然エネルギーの普及促進に水を差しかねない状況になるのではないかと感じております。

例えば今、土地を借りてソーラーを設置している業者が結構いるのではないかと思います。よく耕作放棄地に勝手に土砂を置いて山積みになって、そのままとんずらしてしまうという例が県内各地で見られるように、そういうことになりかねない問題ではないかと思えます。土地を貸している人たちは微々たるお金で貸しているのですけれども、気が付いたら業者がいなくなってしまうと、土地所有者が後々処理をしなくてはならないとなってきたりする問題も出てくるのではないかと危惧しております。その辺のところをしっかりと、借りている業者はもちろんのこと、貸している人にもそういう問題がないように、きちんと契約ができていないか確認をしてもらいたいような取組もしていただきたい。一番いいのは、撤去費用のお金を多分積んでいるとは思いますが、そういう基金みたいなものを徳島県としても造るべきではないかと。例えば、自然エネルギーで利益を出している企業局あたりが積極的に、そういう放置がないように基金というか、貸し出せるような制度を作っていくことも肝要ではないかと思えます。

いずれにしても、飯泉知事が会長を務めている自然エネルギー協議会というのがありますから、しっかりと徳島県がリーダーシップを取って、先進県となるように今後も取り組んでいただきたいと強く要望して終わります。

黒崎委員

私からもエネルギー関連で、水素エネルギーのことについて質問させていただきたいと思えます。

この間、新聞に出ておりましたが、徳島阿波おどり空港で、水素で動くフォークリフトを導入したということでありまして、また水素ステーションも整備したということでもあります。空港という閉鎖された中でのことですので、どこまで目に付くのか、どこまでPRするのかというのがあると思えます。

まず、水素を使つての発電と動力ということにつきましては、県民の皆さんや県内の企業あたりは、環境に良いというのは分かっているのですが、導入することについての知識と、国あるいは県がどこまで応援してくれるのか、それに尽きると思えます。

それについては、やはり広報が一番大事ですけど、空港に燃料電池フォークリフト、水素ステーションといった狙いがどういうところにあるのか。どんなことを期待してそういう整備をされたのか、そのあたりを聞かせてください。

杉山自然エネルギー推進室長

ただいま、徳島阿波おどり空港の水素ステーション及び燃料電池フォークリフトについて、御質問を頂きました。

まず、簡単に事業概要を説明させていただきますと、日本航空株式会社と徳島空港ビル株式会社、それから徳島県の間で昨年12月に協定を締結いたしまして、徳島空港ビルが自然エネルギー由来の水素ステーションを設置し、日本航空が燃料電池フォークリフトを利用すると。燃料電池フォークリフトの燃料である水素は、徳島空港ビルが設置する水素ステーションから供給充填するという協定でございました。この協定が具現化したものが今回の事業となります。

自然エネルギー由来・水素ステーションは、空港施設の屋上に設置しました太陽光発電により、水を電気分解いたしまして水素を生成するものであり、ここで生成される水素は温室効果ガスを一切排出しない、正に究極のクリーンエネルギーということになります。自然エネルギー由来・水素ステーションと燃料電池フォークリフトのセットの導入・運用は、地方空港では全国初の取組ということになります。

この事業で期待される効果でございますが、本県において産業分野における水素エネルギーの社会実装がいよいよ始まったということで、県民の皆様に来るべき水素社会の到来を一早く実感いただけるものと認識しております。

1990年の調査開始以来、運輸部門においてCO₂の排出量は、ほぼ横ばいで推移しております。ここにおいて、燃料電池フォークリフトの業務利用によるCO₂削減を図るとともに、普及啓発にも積極的に活用できるものと考えております。

黒崎委員

社会実装が始まったということをしてPRしたというふうなことですのでございます。水素については、本当に新しいものがございますので、なかなか前に進みにくいこともありまして、先に進んでいる他県、他都市の実例を見ましても、なかなか民間の会社を巻き込んでというところに一番苦勞をされている。山口県周南市へ行ってきたのですけれど、あそこもや

はりそうでした。開口一番、民間企業をどう取り込んでいくのかということに、一番苦労しているというような話をされていました。この間も、徳島新聞紙上でいろんな御意見を頂いていたと思うのです。いろんな意見も頂きながら、いろんな広報もやりながら、社会にいろんなことを伝ばしていくのだらうと思うのです。

ですから、水素を使ってということにつきましては、やはり県が広報しながら、投資もしながら、しっかりとアピールしなければいけないと思うのですけれども、この空港という閉鎖された中で、水素ステーション、燃料電池フォークリフトを使う。それをどうアピールしていくのかという部分が、何かもう一つ弱いのではないかと思いますけれども、そこをしっかりと考えていただかなければいけないと思いますが、いかがでしょうか。

杉山自然エネルギー推進室長

空港に設置しました水素ステーションと燃料電池フォークリフトの活用について、御質問いただきました。

先日、トヨタ自動車株式会社から、燃料電池バスSORAを借り受けまして、県民の方々を対象に燃料電池バスツアーや試乗会を実施いたしました。燃料電池バスツアーの中で、県庁の水素ステーションはじめ、空港にも出向きまして水素ステーションと燃料電池フォークリフトを見学いただいたところでございます。今後もそのような啓発に活用させていただきたいのと、今年9月に立ち上げました水素ビジネス研究会のほうでも、水素ステーションと燃料電池フォークリフトを見学いただいて、地場産業を活性化できるような方策について、地元の事業者の方々に御見学いただけたらと考えております。

黒崎委員

今、水素バスの話が出てまいりましたけれど、私も県庁にバスが到着したときに見せていただきました。とても大きいバスでした。あのバスをどのように活用していくのか。1台どれぐらいするのですか。

杉山自然エネルギー推進室長

約1億円と言われております。

黒崎委員

この1億円というバスを、どのように使っていくのかということは大事な問題で、トヨタ自動車株式会社から借り入れている形になっていると思うのですけれども、例えば、県内にバス会社は何社かありますけれど、そういったところに対して教育、養成等も要るのではないだろうか。そのあたりの心積もりや、そういったことについてはどのようにお考えですか。

杉山自然エネルギー推進室長

バスの導入につきましては、燃料電池バス検討部会というものを設置いたしまして、トヨタ自動車や日野自動車、あるいは地元のバス業界の方に御参加いただいて、バスの実装

に向けた課題の抽出を行っているところであります。

黒崎委員

恐らく、あのバスは大きかったので、路線に使うというのは無理ではないかと思うのですよ。停留所にあのサイズが収まるかどうかと考えた場合、大き過ぎてなかなか路線の中で使うというのは難しいと思うのだけれど、それ以外のところで、かつ目に付くような形で使っていくようなことを、是非考えていただきたいのが一つ。

もう一つは、今交渉されている所があるのかも分からないですけど、どこか引き受けていただける所があれば、引き受ける会社もある種の冒険をしないといけないようなことになってまいります。そこのところを、こんな効果があって、こういう夢がある乗り物だけれども、この投資についてはこういったことができるんだとかいう、フォローする部分をしっかり用意しておかないといけないと思います。バスがある以上、具体的な話が始まらないとおかしいと思うのですけれど、今のところ、具体的な話についてはどのようなになっているのでしょうか。

杉山自然エネルギー推進室長

ただいま、燃料電池バスの導入状況について御質問を頂きました。

まず、導入路線についてでございますが、まだどこが引き受けてくれるかというのも決まっておきませんので、路線も当然決定していないわけですが、例えば、徳島阿波おどり空港と徳島駅を結ぶ。これは、県外の方にもアピールできますし、先日バスを借り受けた時にも、燃料電池バス検討部会の方々に実際に徳島駅から空港間を乗っていただいて、その中でいろいろ意見を頂いたところでございます。

次に、導入状況ですが、まず導入のためには、燃料電池バスは大量の水素の充填が必要になりますので、水素を安定的、継続的に供給できる施設が必要になります。まずは、その整備に向けて鋭意、関係団体の方と協議を進めているところでございます。バス運行についての協議は、その後ということになると思います。

黒崎委員

相当大きいバスなので、充填も時間が掛かるのですよね。そのあたりを教えてください。

杉山自然エネルギー推進室長

通常のバス用のステーションですと、15分程度でチャージできるとなっております。

黒崎委員

15分ぐらいでチャージできるというので、営業面から考えても時間のロスを抑えられるだろうと思うのですが、要は1億円というそのバスをどのような形で購入して、それについてどのような補助があって、どのように利益を上げていくのか。やはり、当初は広報や宣伝費として、会社もどこの会社か分かりませんが、お使いになるのだろうと思います。

運行については、県の思っていることと引き受ける会社の思っていることがうまく合わなければいけない部分があるので、十分に議論していただいて、県も譲れるところはしっかり譲って前に進めていただきたいと思います。

頭の部分でも言いましたけれども、県民は水素はいいものだと思っているんですよ。ところが、どうしても導入に向けては大きな投資が要するところがございますので、スタートダッシュでどこまでフォローできるのか。是非とも知恵を絞って、使える物は全部使って広めていただきたいと思います。広報活動を頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願いたしたいと思っております。一言、決意をお願いします。

脇田県民環境部副部長

ただいま委員から、水素社会、水素のモビリティに関する御質問を頂きました。新しい技術ですので、なかなか普及していないということもあって、コスト的にも非常に高いのですけれども、これまでのいろんな技術を見ましても、当初はこんなものが普及するののかというところもあろうかと思っております。地球温暖化に対して、水素は非常にアドバンテージがあるところがございますので、我々としては、やはりこれを世界に広めていくんだという強い決意の下で進めていきたいと思っております。

当然、県民の皆様の御理解、御協力が非常に必要でございますので、そういうところをしっかりと我々としても取り組んでまいりたいというように考えてございます。

島田委員

私のほうから数点、質問させていただきたいと思っております。国民体育大会の取組についてでございます。

今年も福井国体で、入場行進をさせていただきました。昨年の愛媛国体も参加させていただきました。今年、天皇杯の順位が5年ぶりに一つ上がりまして45位になったわけですが、県は30位台を目標にしており及ばなかったわけでございます。この結果について、県としてどういうふうに分しているのか、お伺いたします。

松本県民スポーツ課長

ただいま島田委員から、この度の福井国体の結果についての分析と伺いますか、評価についての御質問を頂きました。

この度の福井しあわせ元気国体におきましては、四国ブロック予選の突破率が、昨年の愛媛国体の時点より10.8%少ない15.8%にとどまったということで、本大会への進出が十分できなかったところが、この度の45位となった一番の大きな原因ではなかろうかと考えてございます。そのような状況でありましたけれども、結果的に昨年に比べ、総合得点が獲得できましたことにつきましては、これまでの競技力向上に向けた取組が一定の成果に現れてきたというように考えております。

今後目標としております天皇杯30位台に向けましては、更に点数を積み上げていく必要がございますけれども、まずは、四国ブロック予選の突破率をしっかりと上げていくことと、入賞による競技で獲得得点が高い団体競技を中心にしながら、更に全体的な競技力の底上げを図っていく必要があると考えてございます。

島田委員

しっかりと底上げをしていただきたいと思います。最近、話題になっているのが、本県の中学生が県外の高校に流出している、特に各競技のトップ選手が県外に出ていっているようでございます。四国の私立高校では、皆さんも名前を聞いたことがあるような明德、尽誠、香川西、済美学園。本州では、甲子園で有名な大阪桐蔭、滝川二高、報徳学園、倉吉北、まだほかにもあると思いますけれど、私が知っているだけでもこれだけの高校がスカウトに来て、選手たちが県外の高校に流出している。

トップ選手が抜けていますから、幾ら高校で強化しているといっても、結構メジャーな競技で選手が抜かれているので、特にサッカーや野球、バレー等、個人のウェイトが大きい競技は、目標にしても厳しくなっていると思います。

そういった選手を流出しないようにする方法がないのかと考えるのですが、そこら辺はどうお考えでしょうか。

松本県民スポーツ課長

ただいま、県内での中学・高校におきまして、優秀な選手の県外への流出防止策について御質問を頂きました。

これまで県におきましては、競技団体のほうで、優れた素質を持つジュニア選手を発掘し長期的・計画的に育成していく取組に対して助成いたしております。そういった選手と指導者が二人三脚でしっかりと競技力向上を図っていく中で、相互の深いきずなも築きながら進めていくということに取り組んでいるところでございます。

さらに、中学・高校を卒業して、県外に進学、就職した徳島県人選手につきましては、徳島県のいわゆる、ふるさと選手という形で登録していただくことによりまして、国体におきましても、県人選手として出場していただける制度がございます。そういった、ふるさと選手の制度を活用して、練習会や遠征等を行う場合に対しても助成することによりまして、一旦は県外に出ましても、県内での選手として活躍していただけるような場の確保に努めているところでございます。

今後も、日頃から選手と指導者のきずなを深めていただき、県外に出た選手に対してもこまめに連絡を取り、ふるさと選手としての出場を積極的に働き掛けていくことができるように、県としましても積極的に支援に努めてまいりたいと考えております。

島田委員

高校生が、もう既に国体選手になるわけでございますので、中学生の段階で各競技、できるだけ流出を止めてほしいと思います。

その中でも、皆さん御存じかどうか分かりませんが、ゴルフに関して、国体の予選に出てもおかしくないような徳島県の選手が、徳島県の国体予選に出ずに他県から出た。他県から出たら個人で優勝した。団体もその県が優勝したということでございます。その選手は大学生ですけれども、徳島県から出てれば、もしかしたらゴルフは徳島県が優勝していたかもしれない。そういった国体予選に出られなかった理由、例えば、その選手は強いのでいろんな大会に出ていて徳島県の国体予選の日程に合わせられなかった、ほかの

大会があったから出られなかったのかもしれませんが。そういったものに対して、例えば協会が日程を調整するとか、日本でトップ選手であれば予選を出なくても協会の推薦で出られるとか、それぐらいしてもいいのかなど。そこまでしないと、やはり点数が取れないのではないかという思いもあります。それを県で把握というのは難しいかもしれないですけども、そこら辺も私には情報が入っているわけですから。各競技団体にも、いろんなアドバイスとか、いろんな意見をしていただけたらと思います。

国体には関係ないのですけれども、マスコミの皆さんも余り取り上げられてない新体操のフェアリージャパンというオリンピック強化チームに、徳島県の高校生が選ばれているんです。ほとんど誰も知らないですよ、県の方で知っている人いますか。阿南市で、名字も僕と同じ島田さんといいます。新体操のオリンピック強化選手は全国で9人しかいないんです。そこに選ばれているのに、余り皆さん知らない。もしかしたら、東京オリンピックに出る可能性が限りなく近いのですけれど、そういう選手でも知らない人が結構いる話なので、やはり徳島県も、そういう情報をしっかりとつかんでほしいと思います。

あと、国体は団体種目の得点が高いですから、そういった選手で県外に出ている人も帰ってこられるような体制を取っていただきたいのですけれども、徳島県に帰ってきたくても就職先がないんですね。大学で頑張っても、その後もスポーツを続けながら仕事をするとなると、そのまま東京や関西の大学の近くとか、そういう環境が良い所の就職先を選んでいるようでございます。県内でも東四国国体の時には、県や学校の教員、各企業にもお願いして、そういったスポーツ選手をかなり採っていたと思います。そういったことで、県、県警察、教育委員会も増やす必要があると思いますけれど、どうお考えですか。

松本県民スポーツ課長

ただいま、県人選手の県外流出防止、それから県外に出ている選手の県内での就職先の確保等々、幾つか御質問を頂きました。

まず、ゴルフの関係で、国体で県人選手として出場していただくことができなかった事例がございました。こちらにつきましては、島田委員からの話もありましたとおり、県でのブロック予選の日程が御本人の都合と合わなかったことが一つの大きな原因であったというふうにお聞きいたしております。

国体で活躍していただける選手の方々の御都合と申しますか、特に県外で進学・就職している方々の状況をまずよくつかみ、我々県、公益財団法人徳島県体育協会を含め、十分に共通認識を持って、それを前提にした国体に向けた戦略と申しますか、計画を立てていくことが非常に重要であろうと認識いたしているところでございます。

また、県外での特にトップクラスで活躍されている選手の情報につきましても、県内の各競技団体を通じて、いろいろな有望選手の情報は頂いております。県といたしましても、随時そういった情報の把握に努め、競技団体とともに今後の国体順位の向上に向けた対策を緊密に練っていく必要があると考えております。

それから、県外に出られている方の県内での就職先をどのように確保していくかといった点ですけれども、こちらにつきましては、県人選手が特に県内で安心して競技を継続するため、安心できるより良い就職先を確保するといったことが、やはり非常に重要であると考えております。これまでは、各競技団体、徳島県体育協会から、個別に企業等への就

職先の確保についての依頼をさせていただいてきたところでございます。県におきましても今年度から、県外の民間企業等で勤務経験がある方を即戦力として採用する県外社会人枠を設けられたということでございまして、県はじめ、そういったいろいろな採用機会を活用して、県外の選手が県内に就職して県人選手として活躍していただけるような環境づくりに努めていきたいと考えてございます。

今後、県といたしましても、各競技団体や徳島県体育協会等と連携しながら、県内の企業や団体、大学等に対しまして、有力選手の積極的な採用や県内への配置等について、働き掛けていきたいと考えております。

島田委員

国体競技としては、成年が一番大きいと思いますのでしっかりと就職先を、そういった選手をできるだけ徳島県で採用していただく、県だけでなく教育委員会とか、例えば武道、剣道、柔道で県警察がよく出ていますけれども、そういった県警察にも協力いただく形を取っていただければ、選手確保が今までよりは多くなるのではないかと思いますので、引き続きよろしくお願ひします。

あと、今年の結果から見ますと、四国大学の選手が団体競技で活躍して結果を残していただいています。やはり、そういった企業、大学ともっと連携を密にして強化していく必要があると思いますけれども、それについてお伺ひしたいと思ひます。

松本県民スポーツ課長

ただいま、大学選手の国体での活躍状況について、御質問を頂きました。

この度の福井国体におきましては、入賞した競技の中で、ラグビーフットボール、弓道、ソフトテニスなどにおきまして、四国大学の選手の方々が活躍をされております。それから、入賞は惜しくも逃しましたけれども、サッカー少年男子、軟式野球の成年男子では、それぞれ徳島ヴォルティスや阿波製紙株式会社の選手が積極的に取り組んでいただいております。

こういったように、企業や大学の取組と連携した形で県内の競技力強化を図っていくことは、非常に効果的な取組であると考えております。県といたしましても、こうした企業、大学における取組に対しては、これまでも助成をさせていただいているところでございます。

今後におきましては、企業、大学との定期的な連携、協議をもっと密にしていくといった場作りも含めまして、更に連携強化した取組を進めてまいりたいと考えております。

島田委員

いろいろと連携していただけたらと思ひます。

最後になりますけれども、良い選手をつくっていくためにも、指導者が必要になってくると思ひます。いろいろ指導者確保に苦労していると聞いています。特に、最近よく聞くのは、中学校の先生で部活を持っている先生が多いのですけれども、その競技をしたことがない先生だったり、専門でない先生が顧問で指導されている部活が多いというふうにお聞きしております。それぐらい、学校の現場でも指導者が素人というか、競技に対して全

く経験がない方が指導されているようなこともあると思いますけれども、そういった指導者について、どのように考えているかお答えいただけたらと思います。

松本県民スポーツ課長

ただいま、指導者の確保策についての御質問を頂きました。

先ほどの各学校等での指導者の確保につきましては、毎年、国体が終わった後の各競技団体のヒヤリング等の場におきまして、このスポーツ競技に対してはこういった先生を配置してほしいという要望につきまして、県民スポーツ課をはじめ教育委員会も同席して、いろいろと御意見、御要望を頂いております。異動のこともございますので、こちらは教育委員会の所管事項にはなりませんけれども、実際のそういった優秀な指導者の確保策という部分では、県民スポーツ課を含め、各競技団体と一緒に考えていく必要があると考えております。

県民環境部におきましては、各競技団体での高度な専門能力を有するような指導者やトレーナーを養成するといった取組に対する助成も、これまで実施させていただいているところでございます。さらに、昨年度からは女性アスリートが大会本番で良いコンディションで試合に臨んで高いパフォーマンスを発揮できるように、産学官民の連携によります体制を作りまして、いろんなノウハウの提供をすることによって、いろんなサポートや指導者の養成についても取り組んでいるところでございます。

今後は、県内において優秀な指導者の確保に向けまして、例えば、指導経験のある教員のOBの方を更に発掘してまいるなど、いろんな手法を活用して指導者の確保に努めてまいりたいと思っております。また、元トップアスリートのような方々による指導の場を確保していくような取組についても、引き続き積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

島田委員

各競技団体もいろいろで、積極的な所と消極的な所もあったり、今回からそこら辺に踏み込んでいくということでございますから、しっかりと各競技団体と密に連絡を取っていただきたいと思っております。いろいろな業界、連盟と打合せをし、そういった問題点をクリアしていったら、目標の30位台を確保するように頑張っていただけたらと思います。

元木委員

エシカルなライフスタイルについて、お伺いさせていただきたいと思っております。

御承知のとおり、近年、エシカル消費というのが叫ばれている中で、衣食住のあらゆる分野で若い世代を中心に、新しいエシカルなライフスタイル、消費行動が注目を集めているところでございます。皆様方も百貨店等に行ったらお気付きになろうかと思っておりますけれども、オーガニックコスメやオーガニックコットン、オーガニックフードなど有機栽培に関する関心も高まっております。

御承知のように、オーガニックというのは有機農産物やその加工食品を意味しております。化学肥料を排除して環境に配慮した農産物の消費を促そうという取組であります。美容の分野においても、例えばアレルギーに悩む方や敏感肌の方向けのオーガニックのコ

スメやヘアケア、ボディ商品への関心も高まっております。また、オーガニックコットンに代表される衣類の分野でも、肌に優しいということから子育て世代を中心として関心が高まっていると聞いております。このオーガニックコットンというのは、オーガニック農産物などの生産方法についての基準に従って、二、三年以上のオーガニック農産物の生産の実践を経て、認証機関に定められた農地で栽培に使われる農薬・肥料の厳格な基準を守って育てられた綿花のことです。そしてまた食の分野においても、有機野菜や無農薬野菜、自家製のドレッシングの使用や玄米御飯等、様々な有機農産物、その他の加工食品を選ぶ方々も増えているということでございます。

我々これまで、例えば自動車のエコカーを率先して購入する取組であるとか、スーパー・コンビニのレジ袋を使用せずにエコバッグを使用するなど、環境に配慮する行動を取ってきました。今、国においてもレジ袋の有料化が一つの大きな課題となっており、これも議論がなされているような状況でございます。こういった体や環境に優しい、高い消費意識を持つことが、地方で暮らす我々にとっても重要な役割ではないかと認識しているところでございます。

こういう中で、県においても、エシカルの様々な取組を担当部局中心に行っているのですが、やはり危機管理部だけのものにするのではなく、県民環境部と危機管理部がある意味、環境分野に関しては同一歩調、同一目線でこの取組を推進していくことが、より効果的なのではないかと感じているところでございます。

エシカルファッション推進団体のETHICAL FASHION JAPANという所がございます。ここが推奨しているアプローチの中で環境に関係するものとして、例えばオーガニック、先ほど申し上げましたとおり有機栽培された素材、そしてまたアップサイクルとリクレーム、捨てられるはずだったものを活用すること、そしてサステナブルマテリアル、環境負荷のより少ない素材、生地の場合は天然素材やエコな化学繊維、リサイクル製品の加工、そしてまたウェイストレス、ライフサイクル各段階の無駄を削除する、こういった方向で新たな環境の啓発広報を進め、本県ならではのエシカル消費を推進してはどうかと考えますが、県としての御所見をお伺いさせていただきたいと思っております。

河崎環境首都課長

環境問題への対応における、エシカル消費の取組についての御質問であると受け止めております。近頃、話題に上ることが多くございます気候変動対策、使い捨てプラスチックをめぐる課題といった、環境をはじめとする様々な課題の解決に向けましては、消費者である県民と事業者の取組の双方を課題解決の両輪として、対策を講じていくことが重要ではないかと考えてございます。

環境及び人や社会に配慮した製品や、サービスを選んで購入するエシカル消費につきましても、県民誰もが簡単に取り組むことができる課題解決の手法であるとともに、事業者の取組を後押しする最も効果的な手法の一つではないかと考えております。

例えば、エシカル消費で取り組むべき課題の中には、3Rというものがございます。これは、環境分野ではよく使われることとございます。国におきましては、環境政策の根幹を定める環境基本法の下で、循環型社会形成推進基本法を制定いたしまして、廃棄物の発生抑制や循環資源の循環的な利用、適正処分の確保により天然資源の消費を抑制し、環境

への負荷ができる限り低減される社会を目指すこととしております。焼却処分されると温室効果ガス発生源ともなる廃棄物、その処理の優先順位を発生抑制、再利用、再生利用、熱回収、適正処分の順としております。県は、この理念の下で3R、リデュース、廃棄物の発生抑制、リユース、再使用、リサイクル、再生利用の推進に取り組んでいるところでございます。この取組につきましては、焼却処分される廃棄物の処分に伴う温室効果ガス削減にもつながりますので、パリ協定など国内外の動向を踏まえ、全国で初めて脱炭素社会の実現を掲げた、愛称、すだちくん未来の地球条例に基づく気候変動対策の一環としても、その積極的な推進に取り組んでいるところでございます。

最近では3Rに加えまして、リフューズ、不要な物は買わない、リペア、修理して長く使うというような取組を合わせて5Rとおっしゃる方もおられますけれども、県は環境活動連携拠点エコみらいとくしまを中心に、環境学習のための講座や体験教室の開催、幼稚園、小中学校や高等学校、地域の団体等からの要請に応じた講師や環境アドバイザーの派遣、また啓発活動のイベントの開催やパネル展示等々、エシカル消費の推進に努めているところでございます。

とりわけ、エシカル消費につきましては、県民の皆様方の御協力が何より必要というようなこともございますので、エコみらいとくしまに入居する特定非営利活動法人環境首都とくしま創造センター、また行政機関のほか、事業者及び団体77、学識経験者15、民間団体45、マスコミ4の合計179会員で組織をいたします県内最大の環境団体、とくしま環境県民会議とも協働いたしまして、マイバッグ運動など県民によるエシカル消費の一環としての3Rなどに取り組んでいるところでございます。

そして、先ほど委員からオーガニックということが出てまいりました。様々な対策がなされておりますけれども、委員おっしゃるように、オーガニックとは有機栽培、有機農法というふうに言われております。日本には農林水産省による有機食品の検査認証制度がございまして、農薬や化学肥料などの化学物質に頼らず、自然の力で生産された有機農産物と有機農産物加工品を指すのだそうでございますが、こういったものの選択消費となりますと自然環境に非常に配慮した取組でございますので、環境保全に役立つものだとして受け止めて普及にも取り組みたいと考えております。

元木委員

先ほど説明いただきました、平成31年度に向けた県民環境部の施策の基本方針においても、脱炭素社会の実現に向けた取組の加速化という中で、エシカル消費の推進が位置付けられており、また、持続可能な地域資源利用と廃棄物適正処理の推進の中で、食品ロスや廃プラスチック問題等が記載されております。やはり、消費者庁を移転するんだという県としてのスタンスを持っているということでもありますので、是非、このサプライチェーンの持続可能性やエシカル消費との関連で、もっとエシカルな新しいライフスタイルということ、県内の消費者に提案していくべきではないかと感じているところでございます。

そういった取組を通じて、県民一人一人の消費者マインドを、少しでも環境に優しい方向に導いていただけたらと御期待申し上げる次第でございます。

先般の男女共同参画の話でも、女性目線での意見が政策決定過程に盛り込まれていないのではないかなという話もあったようでございますので、こういった女性ならではの

視点も是非、加味していただきたいということも御期待申し上げる次第でございます。

それと、徳島県男女共同参画基本計画について、国の第4次男女共同参画基本計画を少し読ませていただきまして、参考指標を見させていただきました。第4次男女共同参画基本計画の各分野に関連して、この参考指標は男女共同参画の状況を把握する上で重要な指標であるとされております。この具体的施策を着実に実施することで男女共同参画の形成が加速されるよう、内閣府において、その推移を定期的にフォローアップし、結果を報告するということが書かれております。

先般の事前委員会でも、国の計画に基づいて、徳島県男女共同参画基本計画を作られたというような御説明でしたので、お伺いさせていただきます。10分野あるのですが、本県はこのうち、どの分野において課題があると認識されているのか、お伺いさせていただきます。

藤井男女参画・人権課長

ただいま元木委員から、国の男女共同参画基本計画の分野で見て、県の男女共同参画基本計画にどういった課題があるのかというふうな御質問でございます。

まず、事前委員会でもお話しさせていただいたとおり、国の基本計画に基づいて県の基本計画も作っております。その主要課題等に沿って33の数値目標等を定めておりますが、おおむね順調に推移しているものだと考えております。個別の課題でいいましたら、例えば、男女の意識の部分での数値が目標に達していないなど、一定の課題はあると認識しております。

元木委員

一定の課題というのは、具体的にどのあたりに。国の男女共同参画基本計画の参考指標には、かなり詳細にわたって男女の比率が列挙されています。県の男女共同参画基本計画の中には、この間申し上げましたとおり、地方議会議員や審議会での割合等が具体的に記載されているのですけれども、やはり県としては、この分野を重点的に改善していきたいという御認識なのでしょうか。

藤井男女参画・人権課長

今回の計画の素案ということで、基本方針の三つはそのままですけれども、主要課題を現行の計画の9から12に増やしまして、県の施策の方向性を踏まえた新しい計画に改定するというので、どの部分というか、当然12の主要課題についてはどれも重要なものがございます。例えば、政策方針決定過程への女性の参画拡大といった部分については、今までも県職員の管理職の比率など一定の数値の中でかなり進んでいる部分もありますけれども、これからもそういった部分につきましては、状況に応じて進めていきたいと考えております。また、女性の活躍という意味で、労働力人口はこれから減少してまいりますので、それぞれの女性の希望や状況に応じて、働きたいという意思がある場合には就労のサポートをする、あるいは女性活躍以前のいろんな問題として、女性に対する暴力の防止や被害者の支援など、いろんな広範囲の部分にわたってそれぞれの行政施策を進める中で、男女共同参画を進めていきたいと考えておりますので、おおむね主要課題に沿った取組を

進めていきたいと考えております。

元木委員

国が示しております各種数値設定について、県内の実際の具体的な現状を県民の方々にお示ししてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

藤井男女参画・人権課長

男女共同参画に関する数値や指標について、それを県内の市町村に対しても周知していくべきではないかということで、国や県におきましては、こういった男女共同参画基本計画を作っているわけですが、法律におきましては、それぞれの市町村におきまして、こういった男女共同参画基本計画を策定するよう努めなければならないと努力義務がございます。現在11市町で計画を立てております。我々も毎年、市町村の担当課と会議等を行いまして、計画の策定についても促しているところでございますし、そういった数値みたいなものもその都度、情報提供しているところでございます。

元木委員

是非、積極的な情報公開を進めていただきまして、本県ならではの取組につなげていただきたいと思う次第でございます。

加えまして、国の基本計画の中で、女性リーダー育成事業ということで、上場企業の役員に占める女性の割合を5%、更に平成32年には10%を目指していくという成果目標を作って、達成に向けて取り組んでいるということでございますが、この分野に関しての本県の目標設定と現在の達成状況、今後の見通しはいかがでしょうか。

藤井男女参画・人権課長

国の女性リーダー育成事業に対応するものというふうな御質問だったかと思えます。直接的に対応するものが数値としてあるわけではないのですけれども、女性リーダーや女性管理職を目指す方々に、必要な育成の研修やカリキュラムといった労働サイドの分野での取組、あるいは地域のリーダー養成という形で、男女共同参画交流センターフレアとくしまでもいろんな研修等をしております。具体的な数値目標はありませんけれども、そういうところで取り組んでございます。

元木委員

積極的に取り組んでいただきたいと思えます。本県は、女性の社長率がトップクラスだと、よくいろんなネット情報等で把握しております。やはり、これを成し遂げたこれまでの先人の御苦勞とかがあったと思えます。そういったこともしっかりと強化していただきまして、女性の社長さんがもっと活躍できるような環境づくりも進めていただきたいと御期待申し上げます。

私の生活実感で、女性と話をするときが一番感じているのが、介護の人材不足等が言われておりますけれども、今の家庭内の女性というのは社会進出に伴って、介護を家の中でするような方が本当に減ったと実感しているところでございます。

元徳島文理大学と短期大学の教授であります、阿部頼孝さんの「現代社会と人権」という書籍を読んでおりますと、昔は女子教育というのは二つの大きな流れがあって、一つは良妻賢母型、もう一つは自己実現型ということであったそうです。良妻というのは御承知のとおり夫にとって良き妻、そして賢母というのは子供にとって賢い母ということの意味する。そして、自己実現型というのは自分そのものが目的であって、1回限りの人生なので、かけがえのない存在であるので一人の人間として自我に目覚めて、自分の全ての能力を引き出してそれを開花させていくことが目的であるべきではないかという考え方であるそうです。

時代の変化で、女性が介護者の立場のポジションを降りて、代わって介護する男性が増えてきたというような社会になっていることには、二つの背景があると言われております。昔ながらの例えば農家の大家族の方や大きい家族の方が減って、そして女性の社会参加、地位向上という流れがどんどん進んできたことがあると言われております。こういう結果、家族の中で介護に専念できることを選べるような社会になって、働いていない人や地位や収入の低い人は率先的に専業主婦になったというような、こういう流れが残っているのではないかと思う次第でございます。ちょっと古い話から引っ張ってきたのですけれども。

この男女共同参画基本計画を定めていく上でも、やはり福祉分野の取組というのは少ししか期待されていないのですけれども、実際のところは介護問題等に大きく影響しているという中で、そういった課題をもっとしっかりと明記して、他部局の課題解決に向けた取組にもつなげていくべきではないかと思っております。そのあたりについては、いかがでしょうか。

藤井男女参画・人権課長

ただいま、介護分野の問題や、そういった部分についての記載を計画にも含めてはどうかということで、素案の24ページにも高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる環境整備ということで、高齢者のための環境整備という中に、そういう介護人材の確保の取組などの推進の記載もございます。

関係部局と連携してになりますけれども、まず男女共同参画の推進につきましては、当部局だけで当然成し得るものではなくて、全庁的といいますか、いろんな行政分野にまたがるものと思っておりますので、それぞれの関係部局と連携を深めながら、男女が共に生き生きと輝いて暮らせるような社会の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

元木委員

まとめさせていただきますけれども、県においても子育てや結婚支援ということで切れ目のない対策をしておられるのですけれども、結婚についても、やはり結婚してからの人生というのは長いわけございまして、結婚して子供ができる方は子供ができて、子供ができてから子供が巣立つまでの期間、そして子供が巣立ってから老後を迎えるまでの期間、それぞれライフサイクルに応じて、やはり必要とされる支援施策というのは違ってくるのではないかと思っている次第でございます。

今、親と子供、親とそのまた親との関係というのは複雑に変容している中で、時代に合った本県ならではの男女共同参画づくりに向けて、もっと広い見地から取り組んでいただきますように、要望して終わりたいと思います。

岡委員

男女共同参画のことで、もう少し絞って聞こうと思うのですが、まず徳島県男女共同参画基本計画（第4次）素案の3ページに書いてある、ダイバーシティ徳島の実現というところで、真の男女共同参画を実現するためというのがあるのですが、県の考える真の男女共同参画というのは、どういうことなのでしょう。

藤井男女参画・人権課長

真の男女共同参画とは何かということ、原則的な答弁になりますけれども、男女共同参画社会基本法におきまして、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野において共同して参画する機会を確保するというふうなことを考えております。

岡委員

はっきり言って、聞き心地はいいのですが中身が全然ないんですよね。細かいことを言いますが、たくさんは言いません。実は、いっぱい言いたいことがあって、多分2日か3日は掛かるのだろうけれど、できるだけコンパクトにまとめようと思います。

7ページの女性の起業・創業への支援というところで、低利融資制度等を使って、創業コーディネーターという人が相談も受けてくれて、きめ細やかに女性の起業・創業を支援しますと書いてあるんです。これは、男性も同じようなシステムがありますよね。どうして、わざわざこれを明記しないといけないのかが、まず1点あります。

その④に、女性起業家同士の人脈形成や販路開拓を推進するため、女性起業家間のネットワーク構築を支援しますと。起業家も男性の方がたくさんいらっしゃいますし、女性の方も多いのでしょうけれども、別に女性の起業家同士のネットワーク構築だけに、こんなに力を入れなくてもいいのではないかなと思うのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

藤井男女参画・人権課長

ただいま、女性の起業・創業への支援の部分で、なぜ女性に特化したような表現というか、そういう計画になっているのかという御質問だったかと思えます。

まず、冒頭で御説明させていただきましたとおり、この計画につきましては、12の主要課題がございますけれども、女性活躍推進法に基づく都道府県推進計画という性格を持っている部分もございます。それが、主要課題の1から3にかけて記載している部分でございます。この部分は女性活躍推進法に基づく部分ということで、女性のほうを記載していると。だから、創業とかの支援を一切男性にやっていないということではないのですが、女性活躍推進法に基づく推進計画の部分でございますので、そういったところを記載させていただいております。

岡委員

法律に書いてあるのかもしれませんが、明文化すると、男女共同参画はこういうことなんだと大いに誤解を生むと思いますよ。第3章の頭のところに、現状と課題及びその解決に向けての方向性とあり、少子高齢化・人口減少が進む本県においては、急激な労働力不足が懸念されており、女性の活躍が大いに期待されているところですよと書いていますよね。労働力が減ってきたから女性にも活躍してもらわないと仕方がないから、こういう法律を作ったのかと思われませんか。今までは、労働力がたくさんあったから必要がなかったけれど、働く人も減ってきたし、とにかく女性にも働いてもらわないと仕方がないから、こんなものでも作って取りあえず女性のお尻をたたいて出てきてもらおうと思っているのかと、うがった見方をする人もいます。こういう文書に残すのは、非常に難しいと思うんです。考え方とか、言っていることは分かりますけれど、それが誤解を生んだり変な方向へ捉えられるということも大いにあるということ、よく考えていただきたい。

事前委員会の時に元木委員もおっしゃっていましたが、県及び市町村における管理的職員、審議会等委員及び地方議会議員に占める女性の割合等の実態調査、並びに女性の参画促進・拡大を阻害する要因の分析を行いますと書いていますけれども、何か議員になるとか職員で上にいくというのを、阻害する要因があるとお考えなのでしょうか。

藤井男女参画・人権課長

県及び市町村における管理的職員、審議会等委員及び地方議会議員に占める女性の割合等の実態調査、並びに女性の参画促進・拡大を阻害する要因の分析を行いますという記載の部分での御質問でございます。

この部分の実態調査につきましては、毎年、内閣府から地方自治体に女性の割合ということで調査があるものでございまして、そういった形で数字を把握している部分でございます。それぞれの阻害する要因につきましては、例えば、県及び市町村における管理的職員となりますと、それぞれの県及び市町村の任命権者での把握となりますし、県の審議会等の部分につきましては、我々が所管部局とそれぞれ協議させていただいて、女性が少ない場合の要因もそれぞれに把握をさせていただいているところでございます。

岡委員

把握した一つの例を挙げていただきたいのですけれども、ある審議会で女性が少ないと。要因で、どんなことがありましたか。

藤井男女参画・人権課長

例えば、保健医療関係で医療の審議会みたいな、公的医療費の負担をするような場合、患者がそれに当たるかどうかといった場合の審議会となりますと、やはり医療機関の医師が中心になるような審議会等になります。その専門の医師が男性か女性かといったところで、女性比率が少ないといった場合はあると認識してございます。

岡委員

そういうことだろうと思うんですよ。審議会は特にですけれども、専門的知見を持った人が集まって専門的な話をするのが審議会なんです。女性・男性の比率は何の関係もないと思います。全員男性でも構わないだろうし、全員女性でも構わないんです。ここもそうです、男性が多いですよ。前に座られている方は、全員女性でも構わないじゃないですか。議員にしてもそうです、選挙を経て出てくるのだったら男性だろうが女性だろうが別に構わないわけですよ。

それをこういう形で、県審議会等における女性割合が54.6%で全国1位ということ誇らしく掲げること自体が、もう男女共同参画の世の中ではないということなんですよ。作っている人にそういう意識があるんでしょう。こういうことを言う人にそういう意識があるから、こんなことになるんですよと、私は思うんです。だから、審議会の委員が半々でなければとか、もし女性の方が少ないからしゃべりにくいというのだったら、そういう方は審議会やそういう場所に出てきたらいけないんです。例え、1人だろうが2人だろうが意見が全く違っても、そういう場所に出てきて私はこう思う、僕はこう思うと言える人が出てこなければいけないでしょう。同じ性別の方がいたらお話ができますというのだったら、その人は審議員になるべきではない人です。議員もそうでしょうけれども。

女性といっても、いろんな女性の方がいらっしゃいますよね。男性にしてもそうだろうけれど、みんなそれぞれ考え方が一緒ではないと思います。男性と女性と大まかな分け方をして、女性の視点をしっかりと活用するために女性の人数を増やしますと。別に人数を増やさなくても女性の意見というのだったら、女性1人でも2人でも構わないわけでしょう。その人が全部の女性を代表しているのかといたら、そんなことはないわけですよ。だから、そういうところにきちんと視点をおいて真の男女共同参画というのはどういうことなのかを、県でも考えてください。国が出してきているものに合わせて作るのだったら、こうやって言ってくれて構わないので、こんな何の中身もない、国が作ってきたものをそのまま焼き直ししているんですねで済むのですけれども、こういうのが変に出てきたら、変な動きが出てくることを私は懸念しているのです。

最近、女性、男性の問題でセクハラとかパワハラとかいろいろと、これは女性、男性だけではないですけれども、今、ある漫画が賛否を呼んだみたいで、ハラミ会というのを御存じですか。フィクションで本当にあったわけではないのですが、ハラミ会というのが漫画の中で作られているんです。それは、ハラスメントを未然に防止する会というので、ある会社で女性が1人新人で入ってこられた。会社で飲み会に行くのですけれども、この人を呼ばないんです。女性が来てしまったらハラスメントとかが怖いので、男ばかりで行きますと。この後に一応、新人の歓迎会をやったと載っていたみたいですが、こんなことが、どんどん出てきてしまいかねない。私でも結構、気を付けるんです。例えば、記者さんとかと話をするときでも、女性の方と2人で話をしないようにとか、何か失礼があつてハラスメントだと言われたら困るので、やっぱり気にするんです。過剰に意識をしているのかもしれないけれど、そういうことが出てくる。

男女が、平等というか対等にやっていける社会というのは、どういうものかというのをきちんと考えた上で文書を作ってくれないと、変な形でそれが表に出てくるのではないかと、ものすごく危惧しています。これは素案ということで、なかなか時間もないでしょうし、ある程度考えたものを出してきているのでしょうけれども、文言に関しては結構大事

なものなので、国が出してきてるから作ったらいいというのではなく、もう一回きちんと徳島県として、男女共同参画というのはどういうことなんだろうか、どういう社会を目指していったらいいのだろうかというのを、きちんとよく考えていただきたいということを要望させていただきたいのですけれども、何かあれば一言。

藤井男女参画・人権課長

この計画素案について、もっときちんとしたというか、表現に誤解のないようにというふうなこともあったかと思います。

前段で、審議会の委員で、やっぱり専門的な部分になりますと、必ずしもそういった女性が5割にできない場合があると、これはもう当然のことをごさいますして、我々そういった部分にまで必ずしも5割にしようと進めているものではございませんので、まず御理解を頂きたいと思います。

それで、冒頭から申し上げているように男女共同参画社会というのは、あらゆる分野において政策の方針を決めるとか、いろんな分野において男性も女性も共に対等な社会の構成員として参画できる機会を提供するといったことを全体として浸透させるものでございます。その中には、従来 of 慣行というか意識みたいなもので、やはり女性の比率が少なかった時代というのも当然ありまして、そういったものを国の法律の中でポジティブアクションという形でそういう比率を高めていこうというもので、地方公共団体にもそういったシステムがあるという中で進めさせていただいているものでございます。

ただ、それが確かに、先ほど岡委員が言われたようないろんな問題があるのかも分かりませんので、そういった部分が適切に進むような形で、これからも最終案に向けまして、またいろいろ検討もしてまいりたいと考えております。

岡委員

これは素案なんですよ、6月に出てくるのですか。僕の話聞いてくれていましたか。別に議会中でなくても、いつでもお話はさせていただきますので、ちょっとゆっくりと話をしながら、6月に向けては、いろんな方のいろんな意見があると思いますので、いろいろと議論を重ねていきたいと思います。

喜多委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、県民環境部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（12時09分）